

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及の内容	回答
1	24	5	5.1		(3)		文中に「副統括責任者が行う。」とありますが、上位役職は統括責任者となっていますので、「副統括責任者」と読み替えてよろしいでしょうか	「副統括責任者」で統一して読み替えてください。
以下、令和7年8月1日回答分								
2	5	2	2.4	2.4.7	(1)	受託者の責任の免除	『委託者は、次の場合においては、法定基準未達時であっても受託者に責任を求めないものとする。(1) 処理場の流入水に関し、【別紙7】に規定する基準の範囲を逸脱している場合』と記載があります。 【別紙7】の『流入水質に関する基準(処理場)』に記載の基準値は、下水道法施行令第九条の五(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)によるものとお見受けしますが、各処理場は【別紙7】に記載の水質・水量を設計上、処理できる施設となっていると解釈でよろしいでしょうか。 ご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。 優先交渉権者が、【別紙7】『流入水質に関する基準(処理場)』に記載の基準値に対して、処理場の設計上、懸念がある場合は、契約締結時に交渉をします。